（記録の整備）

第百七十条の三　（略）

２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体拘束等の記録

五・六　（略）

（準用）

第百七十一条　第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第百六十条及び第百六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百七十一条の四　第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第百六十条、第百六十一条、第百六十五条及び前節（第百六十九条及び第百七十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第百七十五条　（略）

２～４　（略）

５　（削る）

６　（略）

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第百七十六条　（略）

２　前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

（記録の整備）

第百七十条の三　（略）

２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　次条において準用する第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五・六　（略）

（準用）

第百七十一条　第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第百六十条及び第百六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第百七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百七十一条の四　第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第百六十条、第百六十一条、第百六十五条及び前節（第百六十九条及び第百七十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第百七十五条　（略）

２～４　（略）

５　第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

６　（略）

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第百七十六条　（略）

２　前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。